

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成29年 6 月27日

【会社名】

株式会社第三銀行

【英訳名】

The Daisan Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】

取締役頭取 岩 間 弘

【本店の所在の場所】

三重県松阪市京町510番地

【電話番号】

(0598)23-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役総合企画部長 川 瀬 和 也

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区日本橋 1 丁目14番 7 号

株式会社第三銀行東京支店

【電話番号】

(03)3277-3311

【事務連絡者氏名】

東京支店長兼東京事務所長 中 川 幸 久

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号)

株式会社第三銀行名古屋支店

(名古屋市中村区名駅 5 丁目 2 番15号)

株式会社第三銀行東京支店

(東京都中央区日本橋 1 丁目14番 7 号)

株式会社第三銀行大阪支店

(大阪府中央区南船場 1 丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付
場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場
所としております。

1 【提出理由】

平成29年 6 月23日開催の当行第108期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1 第108期定時株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年 6 月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式 1株につき金 50円 総額 907,501,900円

当行A種優先株式 1株につき金 59円20銭 総額 355,200,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年 6 月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として谷川憲三、岩間 弘、井口 篤、藤田隆弘、浅野 章、北村 晶、坂本康隆、山川憲一、川瀬和也の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として濱岡正己、中川 昇、中村和弘、野呂昭彦の各氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	131,868	3,394	0	97.49	可決
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)9名選任の件					
谷川 憲三	124,000	11,262	0	91.67	可決
岩間 弘	124,264	10,998	0	91.86	可決
井口 篤	126,395	8,867	0	93.44	可決
藤田 隆弘	126,395	8,867	0	93.44	可決
浅野 章	129,225	6,037	0	95.53	可決
北村 晶	129,225	6,037	0	95.53	可決
坂本 康隆	133,235	2,027	0	98.50	可決
山川 憲一	133,233	2,029	0	98.49	可決
川瀬 和也	134,419	843	0	99.37	可決
第3号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件					
濱岡 正己	133,604	1,658	0	98.77	可決
中川 昇	133,736	1,526	0	98.87	可決
中村 和弘	134,461	800	0	99.40	可決
野呂 昭彦	135,038	224	0	99.83	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否について、確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上